

改正

平成23年3月24日条例第18号

平成23年7月1日条例第29号

平成23年7月1日条例第30号

平成25年3月25日条例第36号

平成29年9月15日条例第51号

旭川市工業等振興促進条例

旭川市工業等振興促進条例（昭和60年旭川市条例第13号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、本市における工業等の振興を促進するため、市内に工場、事業所、試験研究施設又は特定業務施設（これらと一体となっている事務所を含む。以下「工場等」という。）の新設又は増設をする者に対し課税免除及び助成金の交付を行い、もって本市経済の活性化及び雇用機会の拡大を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 工場 物の製造又は加工を行う施設をいう。
- （2） 事業所 別表に定める業種に属する事業を行う施設をいう。
- （3） 試験研究施設 先端的な技術を応用した工業製品の開発のための試験又は研究を行う施設及び地域経済の振興に寄与すると認められる研究施設をいう。
- （4） 特定業務施設 本店又は主たる事務所その他の地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものとして規則に定める業務施設（工場、事業所及び試験研究施設を除く。）をいう。
- （5） 固定資産 法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げる資産をいう。
- （6） 固定資産税 旭川市税条例（昭和43年旭川市条例第20号）第58条第1項の規定に基づいて本市が課する固定資産税をいう。
- （7） 事業所税 旭川市税条例第139条第1項の規定に基づいて本市が課する事業所税をいう。
- （8） 都市計画税 旭川市都市計画税条例（昭和31年旭川市条例第27号）第2条第1項の規定に

基づいて本市が課する都市計画税をいう。

(9) 固定資産税及び都市計画税に係る基準年度 新設又は増設をした工場等が操業を開始した日（以下「操業日」という。）の属する年の翌年（操業日が1月1日である場合は、その日の属する年）の1月1日（以下「基準日」という。）を賦課期日とする固定資産税及び都市計画税を課されることとなった年度をいう。

(10) 事業所税に係る基準年度 操業日の属する事業年度（個人にあつては、その年）の事業所税を課されることとなった年度をいう。

(11) 課税免除 地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、課税を免除することをいう。

(12) 常用雇用者 雇用期間の定めのない者又はこれに準ずる者として規則で定める者で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

ア 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定に基づき、雇用保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第9条第1項の確認を受けた者（同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者を除く。）であること。

イ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定に基づき、健康保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第39条第1項の確認を受けた者であること。

ウ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定に基づき、厚生年金保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第18条第1項の確認を受けた者であること。

（課税免除及び助成金の交付等）

第3条 市長は、この条例の定めるところにより、旭川市税条例の規定にかかわらず固定資産税及び都市計画税の課税免除を行い、及び次に掲げる助成金を交付するものとする。

(1) 工場等設置助成金

(2) 土地取得助成金

(3) 工場等改修助成金

(4) 環境配慮型施設整備助成金

(5) 雇用助成金

(6) 操業前研修助成金

(7) 操業助成金

2 前項の場合において、同項第2号及び第3号に掲げる助成金は、重複して交付しない。

3 市長は、第1項に定めるもののほか、資金のあつせんその他必要な事項について便宜を供する

ことができる。

(課税免除及び助成金の交付の対象者等)

第4条 課税免除及び助成金の交付は、規則で定める地域内に工場等の新設又は増設をした者のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当し、かつ、市長の指定を受けたもの（以下「指定事業者」という。）に対して行うものとする。

(1) 工場等の新設又は増設をするために取得した固定資産（以下「対象固定資産」という。）の取得価額の合計額が2,500万円以上であること。ただし、企業の経営の効率化又は事業活動を支援するサービスを提供する事業で別に定めるもの（以下「特定産業支援業」という。）を行う工場等にあつては、この限りでない。

(2) 工場等の新設又は増設に伴い新たに雇用され、又は増加した常用雇用者の人数（規則で定める期間内にこの条例の規定に基づく課税免除又は助成金の交付を受けた者の工場等の増設の場合にあつては、当該課税免除又は助成金の交付の決定に係る人数（決定が複数あるときは、当該決定に係る人数のうち最大であるもの）と比較して増加した人数）が次に掲げる施設の区分に応じ、当該区分に定める人数（特定産業支援業を行う工場等にあつては、規則で定める人数）以上であること。

ア 工場、事業所及び試験研究施設 5人

イ 特定業務施設 3人

(3) 市税の滞納がないこと。

2 前項の指定を受けようとする者は、操業日の翌日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(課税免除)

第5条 市長は、指定事業者が基準日において所有している対象固定資産並びに工場等の敷地の用に供されている土地及び当該土地と一体として当該工場等の事業の用に供されている土地（規則で定めるものに限る。）（以下「対象固定資産等」という。）に対して課する固定資産税及び都市計画税について、課税免除を行うものとする。

2 前項の課税免除は、固定資産税及び都市計画税に係る基準年度以降3年間（対象固定資産が規則で定める環境に配慮した設備を有する施設（以下「環境配慮型施設」という。）に該当する場合にあつては、5年間）において行うものとする。

(課税免除の申請)

第6条 前条第1項の規定により課税免除を受けようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところ

ろにより、市長に申請しなければならない。

(助成金の交付)

第7条 市長は、指定事業者に対し、対象固定資産のうちの家屋において行われる事業に対して課する事業所税の額で、事業所税に係る基準年度以降3年間に課する事業所税の額に相当する額(増設の場合にあつては、規則で定めるところにより算定した額を控除した額)を限度として工場等設置助成金を交付するものとする。

2 市長は、指定事業者に対し、工場等の新設又は増設をするために取得した土地(規則で定めるものに限る。)の取得価額の100分の25に相当する額以内で1億円を限度として土地取得助成金を交付するものとする。

3 市長は、指定事業者に対し、工場等の新設又は増設をするために賃借した建物の改修(規則で定めるものに限る。)に要した費用の額(その額が1,000万円以上である場合に限る。)の100分の50に相当する額以内で2,000万円を限度として工場等改修助成金を交付するものとする。

4 市長は、指定事業者に対し、新設又は増設をした工場等が環境配慮型施設に該当する場合において、その環境に配慮した設備の整備(規則で定めるものに限る。)に要した費用の額(その額が5,000万円以上で、かつ、対象固定資産等の取得価額の合計額が1億5,000万円を超える場合に限る。)の100分の50に相当する額以内で5,000万円を限度として環境配慮型施設整備助成金を交付するものとする。

5 市長は、指定事業者に対し、操業日の属する年度の翌々年度以降3年間において、各年度につき、工場等の新設又は増設に伴い新たに雇用され、又は増加した常用雇用者(規則で定めるものに限る。)の人数に30万円を乗じて得た額以内で3,000万円を限度として雇用助成金を交付するものとする。

6 市長は、指定事業者(特定産業支援業を行う者に限る。)に対し、従業員に業務上必要な知識及び技術を習得させるための研修(規則で定めるものに限る。)に要した費用について、当該研修を受講した常用雇用者の人数に20万円を乗じて得た額以内で500万円を限度として操業前研修助成金を交付するものとする。

7 市長は、指定事業者に対し、操業日の属する年度の翌々年度以降3年間において、各年度につき、工場等の操業に係る費用のうち、次の各号のいずれかに該当する費用の額の100分の50に相当する額以内で500万円を限度として操業助成金を交付するものとする。

(1) 建物賃借料

(2) 電気料金

(3) 水道料金及び下水道使用料

(4) 通信回線使用料

(助成金の交付の申請)

第8条 前条の規定により助成金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(地位の承継)

第9条 市長は、課税免除又は助成金の交付を行うべき期間中に相続、合併、分割又は事業の譲渡により対象固定資産等の所有者に変更を生じた場合であつて、市長にその旨の届出があつたときは、その事業を承継した者に対し課税免除及び助成金の交付を行うものとする。

(指定等の取消し等)

第10条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消すことができる。

(1) 課税免除又は助成金の交付の要件を欠くに至つたとき。

(2) 偽りその他不正の手段により指定を受け、課税免除を受け、若しくは受けようとし、又は助成金の交付の決定を受けたとき。

(3) 操業を休止し、又は廃止したとき(市長がやむを得ない理由があると認める場合を除く。)

(4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(5) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行つたと認められるとき。

2 市長は、課税免除の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、既に行つた課税免除を取り消し、又は対象固定資産等に係る固定資産税及び都市計画税を課することができる。

(1) 課税免除を行うべき期間中に課税免除の要件を欠くに至つたとき。

(2) 偽りその他不正の手段により課税免除を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 課税免除を行うべき期間中に操業を休止し、又は廃止したとき(市長がやむを得ない理由があると認める場合を除く。)

(4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(5) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行つたと認められるとき。

3 市長は、助成金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該助成金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 助成金の交付を行うべき期間中に助成金の交付の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 操業日から5年以内（特定産業支援業を行う工場等にあつては、規則で定める期間内）に操業を休止し、又は廃止したとき（市長がやむを得ない理由があると認める場合を除く。）。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (5) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行ったと認められるとき。

（報告及び調査）

第11条 市長は、指定事業者又は課税免除若しくは助成金の交付の決定を受けた者に対し、工場等の操業、雇用状況等について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の旭川市工業等振興促進条例（以下「旧条例」という。）の規定により指定を受けている者に係る奨励金については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前に旧条例の規定により交付を受けた奨励金及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる奨励金は、この条例による改正後の旭川市工業等振興促進条例の規定により交付を受けた奨励金とみなして、同条例第4条の規定を適用する。

（東日本大震災により工場等に被害を受けた者に係る特例）

- 4 平成28年3月31日までの間、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）により工場等に被害を受けた者が、第4条第1項の規則で定める地域内に工場等の新設又は増設をしたときにおけるこの条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条第1項	市長は	市長は、附則第4項に規定する東日本大震災により工場等に被害を受けた者が、次条第1項の規則で定め
--------	-----	---

		る地域内に工場等の新設又は増設をしたときは
	助成金を	助成金（第4号及び第6号に掲げるものを除く。）を
第4条第1項	要件	要件（第1号に掲げるものを除く。）
第5条第2項	3年間（対象固定資産が規則で定める環境に配慮した設備を有する施設（以下「環境配慮型施設」という。）に該当する場合にあっては、5年間）	3年間
第7条第5項及び第7項	年度の翌々年度	年度

（東日本大震災により被害を受けた者を雇用した者に係る特例）

5 平成28年3月31日までの間、市内に工場等を有する者が、東日本大震災により被害を受けた者を常用雇用者として雇用したときは、第4条第1項の規定にかかわらず、当該工場等を有する者のうち、市税の滞納がなく、かつ、市長の指定を受けたものに対して、雇用助成金を交付するものとする。

6 第4条第2項、第7条第5項、第8条、第9条、第10条第1項及び第3項並びに第11条の規定は、前項の雇用助成金について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条第2項	前項	附則第5項
	操業日	同項の規定による雇用をした日
第7条第5項	指定事業者に対し、操業日の属する年度の翌々年度以降3年間において、各年度につき、工場等の新設又は増設に伴い新たに雇用され、又は増加した常用雇用者（規則で定めるものに限る。）	附則第5項の指定を受けた者に対し、附則第4項に規定する東日本大震災により被害を受けた者を常用雇用者（規則で定めるものに限る。）として雇用した年度以降3年間において、各年度につき、当該常用雇用者

第8条	前条	附則第6項の規定により読み替えて準用される前条第5項
第9条	課税免除又は助成金	助成金
	課税免除及び助成金	助成金
第10条第1項	指定事業者	附則第5項の指定を受けた者
第10条第1項第1号	課税免除又は助成金	助成金
第10条第1項第2号	指定を受け、課税免除を受け	指定を受け
第11条	指定事業者又は課税免除若しくは	附則第5項の指定を受けた者又は

附 則（平成23年3月24日条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の旭川市工業等振興促進条例（以下「旧条例」という。）の規定による指定を受けている者に係る課税免除及び奨励金の交付については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前に旧条例の規定により受けた課税免除及び奨励金の交付並びに前項の規定によりなお従前の例によることとされる課税免除及び奨励金の交付は、この条例による改正後の旭川市工業等振興促進条例の規定により受けた課税免除及び助成金の交付とみなして、同条例第4条の規定を適用する。

（旭川市中小企業等振興条例の一部改正）

- 4 旭川市中小企業等振興条例（昭和45年旭川市条例第2号）の一部を次のように改正する。
第4条の2及び第8条の2中「奨励金」を「助成金」に改める。

附 則（平成23年7月1日条例第29号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年7月1日条例第30号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成28年3月31日において現にこの条例による改正後の旭川市工業等振興促進条例附則第4項の規定により読み替えて適用される同条例第4条第1項の規定による指定を受けている者に係る課税免除及び助成金の交付並びに附則第5項の規定による指定を受けている者に係る助成金の交付については、同日後も、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月25日条例第36号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の旭川市工業等振興促進条例の規定による指定を受けている者に係る助成金については、なお従前の例による。

附 則（平成29年9月15日条例第51号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の旭川市工業等振興促進条例の規定による指定を受けている者に係る課税免除及び助成金の交付については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

- 1 通信業
- 2 情報サービス業
- 3 インターネット附随サービス業
- 4 コールセンター業
- 5 道路貨物運送業
- 6 倉庫業
- 7 卸売業